

教 保 第 1 0 0 8 1 号  
平成16年(2004年)11月25日

各 教 育 事 務 所 長 様

保 健 体 育 課 長

平成16年度学校におけるインフルエンザ総合対策について

このことについて、山口県健康福祉部健康増進課長から、別添「平成16年度山口県インフルエンザ予防対策実施要領」が示されました。

ついては、別紙写しのとおり各市町村教育委員会教育長あてに通知したので、お知らせします。  
また、貴管内におけるインフルエンザ様疾患の集団発生時は、別紙2の様式により午後2時までに保健体育課あて報告(FAX)願います。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

各市町村教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

平成16年度学校におけるインフルエンザ総合対策について(通知)

インフルエンザ予防対策につきましては、毎年格別の御高配を賜り深く感謝いたします。

さて、今冬は例年より1か月程度早く他県の学校でインフルエンザ発生による学級閉鎖の第一報が報告されております。

については、山口県健康福祉部健康増進課長から示された別添「平成16年度山口県インフルエンザ予防対策実施要領」に基づき、下記事項に御留意のうえ効果的な対策を推進していただきますようお願いいたします。

記

1 インフルエンザについて

(1) インフルエンザまん延防止措置の指示、指導

患者の発生した幼稚園、小・中学校等における出席停止や臨時休業(いわゆる学校閉鎖や学級(学年)閉鎖)については、別紙1の措置基準を勘案の上、まん延防止に適切な期間、必要な措置を講じ、指導すること。

なお、短期間の措置はまん延防止の効果が低く長引くことから、時期を失することなく効果的な措置を行うことが重要となる。

参照) 学校保健法第三章第12条、13条、14条及び学校保健法施行令第5条、第6条並びに学校保健法施行規則第二章第19条、20条、21条、22条

(2) 集団発生の把握及び報告

患者の集団発生に伴い貴管下の学校から別紙2様式による報告があった場合は、別紙1の報告要領に基づき午前中に所轄健康福祉センター(保健所)及び教育事務所へ報告(FAX)する。また、必要に応じて管内の学校長へ情報提供を行うこと。

(3) 広報及び衛生教育

インフルエンザ予防のため、必要に応じ「インフルエンザホームページ」(参考1参照)を活用する等情報収集を行い、インフルエンザに関する正しい知識と予防方法等の啓発に努めること。

2 SARSについて

SARS流行地域からの帰国等によりインフルエンザと識別が必要な場合は、直ちに最寄りの健康福祉センターへ報告すること。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

## [ 幼稚園、小・中学校等が行う事項 ]

## 1 インフルエンザについて

## (1) インフルエンザの早期発見

欠席状況を的確に把握し、出席者については健康観察を十分に行い、患者の早期発見に努める。また近年、インフルエンザの流行と同時期に、流行性嘔吐下痢症の集団発生がみられるため、学校医、学校薬剤師と連携のうえ、適切に対応すること。

## (2) インフルエンザまん延防止措置の指示、指導

患者が集団発生し流行が懸念される場合は、別紙1の措置基準を勘案の上、学校医及び所轄教育委員会と相談し、出席停止や臨時休業（いわゆる学校閉鎖や学級（学年）閉鎖）等のまん延防止に適切な期間、必要な措置を講じること。

参照) 学校保健法第三章第12条、13条、14条及び学校保健法施行令第5条、第6条並びに学校保健法施行規則第二章第19条、20条、21条、22条

なお、短期間の措置はまん延防止の効果が低く長引くことから、時期を失することなく効果的な措置を行うことが重要となる。

また、宿舎あるいは寮等については、患者の早期隔離のため、あらかじめ病室を定めて疑わしい患者を収容、あるいは収容の準備をすること。

## (3) 患者発生の把握及び報告

患者の集団発生に伴い1日以上措置をした場合は、別紙1の報告要領に基づき別紙2様式にて午前中に所轄教育委員会へ報告（FAX）する。（別添記入上の留意事項参照）

例1) 初日は午後から下校させ、翌日から臨時休業の措置をとる場合、初日の午後の措置も報告の対象となる。

例2) 金曜の午後臨時休業し、土・日・月の連休の後、火曜日から登校させた場合、0.5日のため、報告の対象とならない。

また、必要に応じて近隣の学校長へ情報提供を行うこと。

## (4) 予防措置及び衛生教育の徹底

患者発生時において、必要に応じマスクの使用、手洗い・うがいの励行等、流行防止の指導を行うこと。

インフルエンザ予防のため、必要に応じ「インフルエンザホームページ」（参考1参照）を活用する等の情報収集を行い、インフルエンザに関する正しい知識と予防方法の普及徹底に努めること。

## 2 SARSについて

SARS流行地域からの帰国等でインフルエンザと識別が必要な場合は、直ちに最寄りの健康福祉センターへ報告すること。

教 保 第 1 0 0 8 1 号  
平成16年(2004年)11月25日

県 立 中 学 校 長  
県立中等教育学校長 様  
各公立高等学校長  
県立盲・聾・各養護学校長

県教育庁保健体育課長

平成16年度学校におけるインフルエンザ総合対策について

このことについて、今冬は例年より1か月程度早く他県の学校でインフルエンザ発生による学級閉鎖の第一報が報告されております。

については、山口県健康福祉部健康増進課長から示された別添「平成16年度山口県インフルエンザ予防対策実施要領」に基づいて、別記事項に御留意のうえ効果的な対策を推進願います。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

## [学校が行う事項]

### 1 インフルエンザについて

#### (1) インフルエンザの早期発見

欠席状況を的確に把握し、出席者については健康観察を十分に行い、患者の早期発見に努める。また近年、インフルエンザの流行と同時期に、流行性嘔吐下痢症の集団発生がみられるため、学校医、学校薬剤師と連携のうえ、適切に対応すること。

#### (2) インフルエンザまん延防止措置の指示、指導

患者が集団発生し流行が懸念される場合は、別紙1の措置基準を勘案の上、学校医と相談し、出席停止や臨時休業（いわゆる学校閉鎖や学級（学年）閉鎖）等のまん延防止に適切な期間、必要な措置を講じること。

参照）学校保健法第三章第12条、13条、14条及び学校保健法施行令第5条、第6条並びに学校保健法施行規則第二章第19条、20条、21条、22条

なお、短期間の措置は、まん延防止の効果が低く長引くことから、時期を失することなく効果的な措置を行うことが重要となる。

また、宿舍あるいは寮等については、患者の早期隔離のため、あらかじめ病室を定めて疑わしい患者を収容、あるいは収容の準備をすること。

#### (3) 患者発生の把握及び報告

患者の集団発生に伴い措置については、別紙1の報告要領に基づき別紙2様式により午前中に所轄健康福祉センター（保健所）及び県保健体育課へ報告（FAX）する。（別添記入上の留意事項参照）また、必要に応じて近隣の学校長へ情報提供を行う。

例1）初日は午後から下校させ、翌日から臨時休業の措置をとる場合、初日の午後の措置も報告の対象となる。

例2）金曜の午後臨時休業し、土・日・月の連休の後、火曜日から登校させた場合、0.5日のため、報告の対象とならない。

#### (4) 予防措置及び衛生教育の徹底

患者発生時において、必要に応じマスクの使用、手洗い・うがいの励行等、流行防止の指導を行う。

インフルエンザ予防のため、必要に応じ「インフルエンザホームページ」（参考1参照）を活用する等の情報収集を行い、インフルエンザに関する正しい知識と予防方法の普及徹底に努める。

### 2 SARSについて

SARS流行地域からの帰国等でインフルエンザと識別が必要場合は、直ちに最寄りの健康福祉センターへ報告すること。

教 保 第 1 0 0 8 1 号  
平成16年(2004年)11月25日

健 康 増 進 課 長  
山 口 県 医 師 会 長 様  
山 口 県 学 校 薬 剤 師 会 長

山口県教育庁保健体育課長

平成16年度学校におけるインフルエンザ総合対策について

平素から学校保健の推進に格段の御理解御協力を賜り深謝いたします。

標記の件について、別添写しのとおり各教育委員会及び県立学校あてに通知したのでお知らせ  
します。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

## 【インフルエンザに関する情報の入手先】

### インフルエンザ（総合対策）ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1.html>

- ・インフルエンザ予防ポスター  
厚生労働省において、インフルエンザ予防のためのポスターの原画を作成し、掲載。インフルエンザ予防についての普及を図るため、適宜活用（ダウンロードし独自に加工可）可。
- ・インフルエンザQ & A  
厚生労働省と国立感染症研究所感染情報センター、日本医師会感染症危機管理対策室が、インフルエンザ流行シーズンに寄せられる質問項目について公表。

### 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

### 国立感染症研究所感染情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・感染症発生動向調査週報（週間情報）  
感染症法に基づき、各都道府県が選定した全国5000箇所のインフルエンザ定点医療機関（約3000箇所の小児科定点医療機関を含む）で診断されるインフルエンザ患者について、集められた情報を分析し、その結果を公開。
- ・今冬の累計報告（各都道府県別インフルエンザ用疾患発生報告一覧）  
全国の保育所・幼稚園、小学校、中学校等においてインフルエンザ様疾患による学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数とその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、収集・分析し、その結果を毎週公表。
- ・流行迅速把握情報

### インフルエンザ相談窓口

[infu@npo-bmsa.org](mailto:infu@npo-bmsa.org)

- ・インフルエンザの一般的予防方法、流行状況やインフルエンザ予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の疑問に的確に答えるため、NPO法人バイオメディカルサイエンス（バムサ）にインフルエンザ等相談窓口を開設。  
電話番号 03-3200-6784（月～金曜日、9：30～17：00）

### 日本医師会感染症危機管理対策室ホームページ

<http://www.med.or.jp>

### 山口県医師会ホームページ

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/>

## 平成16年度山口県インフルエンザ予防対策実施要領

山口県健康福祉部健康増進課

### 1 趣旨

インフルエンザは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの施設において流行しやすいことに鑑み、県、市町村、教育委員会、医師会等は、相互に密接な連携を図りながら、県民の理解と協力の下に児童、生徒等に対し衛生教育の実施、患者の早期発見、早期通報などの対策を推進し、インフルエンザの予防及びまん延防止を図る。

### 2 予防対策

県、医師会、各施設の長は、インフルエンザの正しい知識と予防方法等の普及啓発に努めることとし、流行防止又は、まん延防止のための指導を行うこと。

### 3 インフルエンザ様疾患患者発生時の対応

別紙1の措置基準に基づき措置を行うこと。

### 4 発生報告

別紙1の報告要領に基づき報告を行うこと。

### 5 発生報告を受けた時の県の対応

県は、患者発生報告を受けた場合、措置内容を取りまとめ、必要に応じ患者の疫学調査を実施し、知り得た情報を関係機関等に情報提供すること。

### 6 その他

万一、SARS流行地域からの帰国者等で、インフルエンザとの鑑別が必要な場合は、直ちに最寄りの健康福祉センター等へ報告すること。



<別表>

実施主体別の役割表

実施主体	実施事項	実施内容
市町村又は市町村教育委員会	患者発生の把握及び報告	地域内における学校、施設等の発生状況を取りまとめ、別紙1の措置基準及び報告要領により各関係機関へ報告（FAX）すること。 また、管内の各学校長、施設の長へ報告すること。
	まん延防止措置の指示、指導	患者の発生した幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等における休校（園）、学年・学級閉鎖その他のまん延防止措置を行うこと。
	広報及び衛生教育	インフルエンザ予防のため、インフルエンザの正しい知識と予防方法等を広報紙などを通じて、啓発に努めること。
幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等の集団生活施設	患者の早期発見	（1）患者又は疑わしい患者が発生し、流行のおそれがある場合は、学校医（嘱託医）と協議し患者の登校（園）停止、学級・学年閉鎖、休校（園）等の措置を行うこと。 （2）患者発生状況及び措置について別紙1の報告基準及び報告要領により、それぞれ報告（FAX）すること。
	予防措置	（1）患者発生時において、必要に応じマスクの使用、手洗い・うがいの励行等、流行防止の指導を行うこと。 （2）宿舎あるいは寮等については患者の早期隔離のため、あらかじめ病室を定めて疑わしい患者を収容しあるいは収容準備をすること。
	衛生教育の徹底	インフルエンザに関する正しい知識と予防方法の普及徹底に努めること。

<p>県（健康増進課） 健康福祉センター （保健所）環境保 健研究センター</p>	<p>患者の発生状況 の把握及び連絡通 報</p>	<p>市町村、市町村教育委員会等から患者発生報 告を受けた健康福祉センターは、県健康増進課 へ直ちに（FAX）報告すること。 県健康増進課は、とりまとめた措置内容を関 係機関へ報告すること。</p>
	<p>ウイルス分離</p>	<p>健康福祉センター（保健所）は、疑わしい感 冒が発生しあるいは流行した場合は、患者より 咽頭うがい液を採取し、環境保健研究センター において検査を行い、インフルエンザ流行型を 同定し、関係機関へ通知すること。</p>
	<p>インフルエンザ 様疾患患者の臨床 症状及び疫学調査 の実施</p>	<p>健康福祉センター（保健所）は必要に応じ、 患者の臨床症状及び疫学調査を実施すること。</p>

## <別紙1>

インフルエンザ患者又は疑いのある患者が発生し、流行のおそれのある場合における休校（休園）等の措置基準及び報告要領

### 1 措置基準

#### (1) インフルエンザ様疾患の確認（報告基準）

ア 診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下の4つの基準を全て満たすもの

- 1 突然の発症
- 2 38 を超える発熱
- 3 上気道炎症状
- 4 全身倦怠感等の全身症状

なお、非流行期での臨床診断は、他疾患とのより慎重な鑑別が必要である。

イ 上記の基準は必ずしも満たさないが、診断した医師の判断により、症状や所見から該当疾患が疑われ、かつ、病原体診断や血清学的診断によって当該疾患と診断されたもの。

(2) インフルエンザ患者又は、その疑いのある患者が発生し、流行のおそれがある場合は、本患者の臨床症状、流行の態様、その他の実情を勘案の上、概ね次の基準により、学校医（嘱託医）等の関係者と協議して、休校（休園）、学年・学級閉鎖等の措置を講ずること。

ア 休校（休園）の措置

在籍者総数に対し、10～20%程度の欠席者がある場合。

イ 学年・学級閉鎖の措置

在籍者総数に対する欠席者の割合が10～20%以下でも、特定の学年・学級で10～20%程度の欠席者がある場合。

エ 休校（休園）、学年・学級閉鎖等の期間

本疾患の特徴から、通常4～5日の期間、措置を講ずること。

ウ その他

(1)(2)以外でも、り患者が多数で、まん延のおそれがあるときは、なるべく(1)(2)に準じて措置すること。

## 2 報告要領

インフルエンザ患者又はその疑いのある患者が発生し、本疾病による集団発生が認められたとき（休校、休園等の措置を行ったとき）は、（１）から（３）の区分に応じ、別紙２に定める事項について、次の要領により報告（FAX）すること。

### （１）公立の幼稚園、市町村立の小学校又は中学校の場合

直ちに、市町村教育委員会へ通報する。

市町村教育委員会は、午前中に管内の幼稚園、小・中学校の報告をとりまとめ、その状況を教育事務所長、管轄健康福祉センター所長（保健所長）へ通報する。

### （２）上記（１）以外の施設の場合

#### ア 県立学校

県教育庁保健体育課長及び管轄健康福祉センター所長（保健所長）へ、午前中までに通報する。

#### イ 私立学校（私立幼稚園）

県学事文書課長及び管轄健康福祉センター所長（保健所長）へ、午前中までに通報する。

#### ウ 保育所等児童福祉施設

管轄健康福祉センター所長へ、午前中までに電話通報するとともに、市に所在する施設にあつては当該市の福祉事務所長へ、町村に所在する施設にあつては当該町村長へ報告する。

### （３）関係各課への報告

#### ア 教育事務所長

県教育長保健体育課長へ報告する。

#### イ 健康福祉センター所長

直ちに、県健康増進課長へ通報するとともに、下記の施設で発生があつた場合は、その関係各課へ報告する。

福祉事務所及び市の福祉事務所の所管に係る施設（保育所）

県児童家庭課長へ報告する。

県障害福祉課所管に係る施設

県障害福祉課長へ報告する。

<別紙2>

インフルエンザ様疾患集団発生速報

(NO. )

月 日 時 分

月 日 時 分

送信先

送信先

発信者

発信者

発生地区

市・町・村

(フリガナ)

発生施設

市・町・村立

(フリガナ)

施設長名

発 生 年 月 日	平成 年 月 日
施設の総人員(組数・在籍数)	組 人
A 措置を取った学年・組等 (学年の全組数)	年 組 年 組 年 組 年 組 合計
B (A) の 総 人 数	人 人 人 人 人
C (B) の うち 患 者 数	人 人 人 人 人
D (C) の うち 欠 席 者 数	人 人 人 人 人
主 要 な 臨 床 症 状	発熱 _____ °C ・頭痛・せき・咽頭痛・関節痛 腰痛・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・鼻汁
休校、学校閉鎖等の措 置の概要	
今 後 の 予 測	
備 考	過去7日以内の措置の有無 有 ・ 無 有の場合 月 日 ~ 月 日：学校・学年・学級 今シーズンの措置回数 _____ 回